

火災予防上の命令を受けている対象物一覧

【令和6年8月2日更新】

1	
防火対象物の所在地	秋田県潟上市昭和大久保字阿弥陀堂100番地
防火対象物の名称	昭和株式会社 事務所兼倉庫棟
命令を受けた者の氏名	昭和株式会社 代表取締役 菅原 全
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	令和6年11月29日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓設備及び自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年8月2日
管轄消防署	湖東地区消防署 昭和分署

2	
防火対象物の所在地	秋田県潟上市昭和大久保字阿弥陀堂100番地
防火対象物の名称	昭和株式会社 倉庫①
命令を受けた者の氏名	昭和株式会社 代表取締役 菅原 全
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	令和6年11月29日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓設備及び自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年8月2日
管轄消防署	湖東地区消防署 昭和分署